

山本議員のご質問にお答えいたします。

最初に、地域課題解決のための取り組みに関するご質問にお答えします。

まず、新たな公共プロジェクトのスキームと進捗状況についてのお尋ねですが、

本プロジェクトでは、まず、対話の場や社会起業家育成講座等の実施により、新たな公共の担い手となり得る人材を発掘しようとしています。次に、課題解決を図るプロジェクトを選考し、PDCAサイクルに沿って、事業構築を図っていくこととしております。

本年4月に、組織横断的に協働を推進する委員会と、個別のプロジェクトについての将来性や実現性を見極め、助言を行う支援本部を設置したところです。

また、5月26日には、キックオフイベントを開催いたしました。

今後は、NPOとの意見交換会の開催や、課題解決の方策を探る対話の場等の取り組みを、順次進めてまいります。

次に、社会福祉協議会が実施している小地域福祉活動についてのお尋ねですが、

平成24年度に受けた相談等は、約90件あり、相談者に必要な情報を提供するほか、関係機関へ繋ぐなどして、解決又は着手できていると聞いております。特に、課題が複雑ないくつかのケースについては、住民や関係機関との間に入り、役割の整理や対応の支援を行うなど、初年度の取り組みとしては、一定の成果を上げたものと考えております。

この小地域福祉活動については、担当のコーディネーターのみで対応するのではなく、社会福祉協議会が一体となり、ノウハウを蓄積しながら、課題解決に取り組んでいくものと認識しており、区としても、支援してまいります。

また、高齢者あんしん相談センターなどの関係機関とは、役割を明確にしていく中で、連携を強化してまいります。

なお、活動拠点については、課題の一つとして認識しており、今後、社会福祉協議会とともに研究してまいります。

単身高齢者が増加している大規模な共同住宅に対しては、必要に応じて、社会福祉協議会が自治会などの取り組みを支援していくなど、地域の実情に応じた新たな支え合いの仕組みづくりに関わっていくものと考えております。

次に、待機児童対策に関するご質問にお答えします。

まず、本年度の待機児童数と今後の対応についてのお尋ねですが、

既存園の定員拡充及び私立認可保育所の開設により、218人分の保育サービス量の拡充を図りました。これにより、待機児童数は、昨年度より減少しておりますが、未就学児童の人口増もあり、保育所利用ニーズを満たすにはいまだ至っていない現状を、重く受け止めております。

現在、昨年度修正した保育計画の早期達成に向け、保育事業者及び都と認可保育所開設に向けた協議を進めているところです。

また、新たにグループ型小規模保育事業を実施することで、待機の多い0～2歳児の受け入れ拡充にも取り組んでまいります。

次に、低年齢児園卒園後の保育先確保についてのお尋ねですが、

保育サービスを利用する家庭の多くが、就学前まで継続した保育サービスの利用を希望する現状を踏まえ、今後開設する保育所において、3歳児以上の保育ニーズを勘案しながら、必要なサービス量の確保を図ってまいります。

次に、保護者への対応についてのお尋ねですが、

入所不承諾となった方、一人ひとりに対し、その後の保育状況等を正確に把握するための調査を行っております。

その上で、窓口や電話等で相談があった場合には、その時点での保育状況等を聴き取り、認可保育所の申込状況や近隣の認可外保育所についての情報提供を行うなど、

それぞれのニーズに合わせた、きめ細やかな対応を行っております。

引き続き、丁寧な対応を心掛けてまいります。

また、来年4月からは、子ども関連サービスの要望・相談について、適切な所管部署を案内する窓口を開設するなど、相談体制を充実させてまいります。

次に、子育て応援メールマガジン配信事業についてのお尋ねですが、

6月3日現在、産前メールに181人、産後メールに485人、合わせて666人の登録があります。

タイムリーな情報提供により、子育て支援サービスの利用を始めた方がいるなど、効果的な周知に繋がっており、他自治体からも問い合わせが寄せられるなどの反響があります。

今後、更なるPRに努め、登録者を増やしてまいります。

次に、児童虐待防止対策に関するご質問にお答えします。

まず、児童虐待の相談件数等についてのお尋ねですが、

新規相談件数は、平成23年度180件に対し、24年度223件と増加しており、解決までの道のりの複雑化・継続化も顕著となっております。

こうしたことから、本年度より、子ども家庭支援センターに、児童相談所退職職員を配置しており、児童相談所との迅速かつ具体的な連携が進み、今まで以上に、事案解決のための多角的な対応がとれるようになっております。

次に、今後の対策・体制強化についてのお尋ねですが、

現在設置している要保護児童対策地域協議会の体制を拡充し、様々な資格、知識・経験を有する人材に加え、NPO・病院等をはじめとする専門機関に参加していただくことにより、情報交換及びネットワーク

の強化を図ってまいります。

また、区職員を児童相談所に派遣しており、今後も専門的な人材育成に努めてまいります。

次に、募金付き自動販売機についてのお尋ねですが、

自動販売機の設置に、入札制度を導入するにあたっては、利用者の利便性や、施設の特徴等に配慮するため、募金機能の搭載等を条件とすることができるよう、その設置基準を既に定めております。

今後、ご指摘のような提案があれば、当該基準に基づき、設置を検討してまいります。

次に、男女平等参画の取り組みに関するご質問にお答えします。

まず、条例制定に向けた取組状況についてのお尋ねですが、

区が示した「（仮称）男女平等参画推進条例」の基本的な考え方に対し、パブリックコメントを実施した結果、88件のご意見をいただいております。

今後、いただいたご意見を踏まえながら、男女平等参画推進会議において審議し、条例案を、第三回定例会に提案してまいります。

また、ジェンダーに基づく性差別や偏見に対してですが、

今回の条例において、基本理念として、性別による固定的な役割分担意識をなくし、多様な生き方を選択できる社会を目指すことを盛り込む予定です。

また、性別による差別的な取り扱いの禁止を明示していくこととしております。

次に、ワークライフバランスについてのお尋ねですが、

区では、性別による固定的な役割分担意識をなくすため、パンフレットや情報誌を発行し、男性の育児休業の促進等、区内企業等に対して、多様な働き方の啓発を進めております。

また、ワークライフバランスに取り組む先進的な企業等を表彰し、そのノウハウを広く周知する活動を行っております。

今後セミナー等を通じ、一層の啓発及び周知を図ってまいります。

区内の中小企業に対するサポートについては、現在、区内の社会保険労務士の協力を得て、中小企業向けの労務環境整備等にかかる相談会等を行っているほか、国や都と連携し、共同のシンポジウムやセミナー等の開催を予定しており、多種・多様な情報提供及びサポートに努めてまいります。

次に、ドメスティックバイオレンス根絶に向けた取り組みについてのお尋ねですが、

現在、担当部署で個別ケースへの対応を行っておりますが、全国的にドメスティックバイオレンス被害件数及び相談件数が急増していることから、今後は、男女平等センターに、より専門性の高い相談員を配置するよう努めるとともに、関係部署間での情報連絡を、一層密にしていまいります。

また、都や警察、区の相談窓口の周知徹底を図るとともに、今後は大学生や高校生を対象とした早期啓発教育に取り組んでまいります。

次に、防災・防犯対策に関するご質問にお答えします。

まず、避難所運営訓練の実施状況等についてのお尋ねですが、

平成24年度は、19の避難所運営協議会において訓練を実施いたしました。避難所運営協議会が未設置であった千駄木小学校で訓練が実施されるなど、着実に訓練の必要性が理解されてきております。

しかしながら、24年度に訓練を実施していない避難所運営協議会もあることから、今後も、継続的に、すべての避難所運営協議会が実践的な避難所運営訓練を実施できるよう、支援してまいります。

次に、防災士の資格者の役割についてのお尋ねですが、

防災に関する専門知識を有する防災士が、各避難所運営協議会の運営を担うことで、防災訓練及び避難所運営訓練を、より現実に即したものとし、その結果、発災時の避

難所の運営が、迅速かつ的確に行われることを目指すものです。

次に、各避難所を担当する職員についてのお尋ねですが、

職員の体制については、発災時に円滑な災害対応を図るため、勤務時間内、勤務時間外それぞれの初動期災害対応に従事する職員を、あらかじめ指定しております。勤務時間外については、区内及び隣接6区に在住している職員を、避難所開設班等に割り振っております。

また、総合防災訓練、避難所運営訓練、危機管理対応訓練等を通じて職員の防災対応能力の向上に努めているところです。

なお、発災時に、より迅速な初動体制がとれるよう、職員住宅等を防災用職員住宅に転換することとしており、現在、必要戸数等について検討しているところです。

次に、民間の宿泊施設の活用及び自宅での避難についてのお尋ねですが、

先般、株式会社東京ドームと災害時における相互協力に関する協定を締結したところです。災害の状況により避難所だけでは避難者を収容できない場合は、株式会社東京ドームに対し、宿泊施設の確保について協力を要請してまいります。

今後、民間の宿泊施設との協定締結も含め、新たな避難スペースの確保に努めてまいります。

また、避難所については、家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方、又は、被害の恐れのある方について、一時的に収容する施設であることから、自宅等に被害がない場合については、自宅に留まるよう、様々な機会を通じて周知しているところです。

次に、住宅系建物の耐震化率についてのお尋ねですが、

平成23年度の「耐震改修促進計画」改定時点における、住宅の耐震化率は72.6%と

なっておりますが、東日本大震災以降、耐震改修促進事業などにより、耐震化率は、確実に上昇しているものと認識しております。

なお、次の耐震化率の算出については、「耐震改修促進計画」において3年を目途として検証することとしているため、26年度に行う予定です。

次に、防犯対策についてのお尋ねですが、

町会に配付している戸別受信機の災害時以外の活用については、発信内容や、受け手側の対応等、整理する課題があり、現在、防犯に関する情報の発信は、「文の京」安心・防災メールにより行っております。

今後も、区報やホームページ等を活用して、町会長をはじめとした地域の方々に、当該メールへの登録を呼びかけてまいります。

次に、防犯カメラの設置についてのお尋ねですが、

防犯カメラ設置に向けた具体的な相談件数は、現在、3件です。

防犯カメラの設置について相談があった場合、安全・安心まちづくり条例に基づく推進地区の指定や、補助金の申請等具体的な手続きについて、個別に説明を行っております。

今後も、申請に基づく手続きが円滑に行われるよう、丁寧に対応してまいります。

次に、予防接種に関するご質問にお答えします。

まず、風しん予防接種費用助成制度についてのお尋ねですが、

区では、都の補助対象となっている妊娠予定の女性及び妊婦の夫以外の方に対する費用助成も行っております。家庭内のみならず、社会全体で先天性風しん症候群を予防する目的で、対象を拡大しているところです。

本事業への反響は大きく、5月31日現在で、既に1,562人の方から申請があり、このうち、区独自助成対象の方が約3割にのぼっております。多くの方に制度を活用いただいております。感染拡大の防止につながることを期待しております。

次に、今後の予防接種費用助成制度の考え方についてのお尋ねですが、

任意の予防接種に関しては、接種機会の促進による疾病予防の効果を勘案し、制度構築を検討してまいります。

なお、更なる定期予防接種化の動きに対しては、地方交付税によらない財政措置を講じること、区長会及び全国市長会に、国への要望事項として提出しているところです。

次に、がん検診に関するご質問にお答えします。

まず、受診率についてのお尋ねですが、

平成24年度は、胃がん検診 11.5%、大腸がん検診 29.8%、子宮がん検診 28.6%、乳がん検診 18.5%で、子宮がん及び乳がん検診の受診率は、前年度を上回っております。

次に、受診率向上に向けた取り組みについてのお尋ねですが、

今まで以上にがん検診の周知を図るため、本年度から、特定健康診査や後期高齢者医療健康診査の受診案内に、すべてのがん検診の概要と実施医療機関を合わせて案内することに変更いたしました。

最後に、総合評価落札方式についてのご質問にお答えします。

総合評価落札方式における施工能力等評価点は、全体の 52% を占めており、価格評価点よりも高い割合となっております。

また、価格評価点の割合は、国や他の自治体を参考にしながら、総合的に検討し、設定したものです。本方式は、平成 24 年度より試行として実施しておりますので、今後とも実績を積み上げて、検証を行ってまいります。